

保育所の設置認可について

概要	設置者名	株式会社ばんだ保育園											
	名称	ばんだ保育園（小規模保育事業B型から保育所へ移行）											
	位置	秋田市泉中央四丁目1番1号											
	事業開始予定	平成31年4月1日											
	土地状況	面積	786.72 m ²			所有形態	賃借契約	所有者	個人				
		建築物状況	建築面積	170.16 m ²			延床面積	156.08 m ²	構造	平屋木造			
	保育時間	補助金	なし			所有形態	自己所有	所有者	(株)ばんだ保育園				
		標準時間	7:00~18:00					短時間	8:00~16:00				
	定員		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	求められる基準			
		5	5	5	5	5	5	30	定員20人以上 (現員はH30.8月現在)				
現員		3	4	5				12					
設備	乳児室	有	1階		17.32 m ²			0・1歳	10人 × 3.30 m ² = 33.00 m ² 以上				
	ほふく室	改築中	1階		19.05 m ²								
	小計	計		36.37 m ²			乳児室又はほふく室		33.00 m ² 以上				
	保育室	有	1階		43.72 m ²			2歳以上	20人 × 1.98 m ² = 39.60 m ² 以上				
	遊戯室		階					2歳以上	人 × 1.98 m ² = 0.00 m ² 以上				
	小計	計		43.72 m ²			保育室又は遊戯室		39.60 m ² 以上				
	調理室	有										要	2歳以上児を入所させる場合設置
	便所	有	大:2、小:2、乳:3									要	
	医務室	改築中										要	
	調乳室等	有										要	乳児を入所させる場合に設置
	沐浴室等	有										要	3歳未満児を入所させる場合に設置
	2階に設置を 避難用設備 耐火性 転落事故 防止設備											避難用設備を設けなければならない	
												耐火建築物又は準耐火建築物	
												転落防止設備を設置	
	屋外遊戯場	有	180.00 m ²			2歳以上	20人 × 3.30 m ² = 66.00 m ² 以上						
場所		同一敷地内									満2歳以上の幼児を入所させる場合は、保育所と同一敷地内に設けなければならない。(公園、広場等の代わるべき場所がある場合は、屋外遊戯場に代えることができる。)		
代替地													
保育用具	有	楽器、積木、机・椅子、絵本ほか			保育室等には保育に必要な用具を備えつけること								
職員	所長	1人									配置した場合は所長設置加算を算定		
	保育士	3人採用予定	9人	0歳	5人 ÷ 3人 = 1.6人								
				1・2歳	10人 ÷ 6人 = 1.6人								
				3歳	5人 ÷ 20人 = 0.2人								
				4・5歳	10人 ÷ 30人 = 0.3人								
				年齢別配置基準			4人						
	加配	定員90人以下の場合1人加配			1.0人								
		標準時間児を受け入れる場合1人加配			1.0人								
非常勤保育士			0.5人										
調理員	2人									40人以下:1人、150人以下:2人、151人以上:3人(うち1人非常勤)			
事務職員	(兼務) 0人									所長が事務を執る場合は不要			
嘱託医	(小児科) 1人												
	(歯科) 1人												

設備以外の基準	経営に必要な物件が自己所有（賃貸契約は長期契約（10年）している）	適	20年の賃貸借契約
	保育所を経営するために必要な経済的基礎がある（例：年間事業費の1/12以上を現金で有している）	適	残高証明書により確認
	過去3年以上純損失を計上していない	適	
	保育所の経営担当役員が社会的信望を有している	適	保育実績（約20年）、園長実績（約5年半）の実績あり
	実務を担当する幹部職員が、社会福祉事業に関する知識経験を有している	適	運営委員会を設置
	児童福祉法第35条第5項に規定する欠格事由に該当しない	適	誓約書により確認
所見	<p>現在、個人事業主としての小規模保育事業（B型）の運営から、法人化し、保育所に移行するものである。</p> <p>認可に求められる基準を満たしており、保育所として認可したい。</p> <p>無認可保育施設を経て、現在小規模保育事業を運営しており、特筆すべき問題も発生していない中で保育実績を積み重ねている状況である。保育園への移行期間および移行後も現在の連携施設からサポートを受けることとしており、保育の質の担保が図られると考えられる。</p>		

保育所型認定こども園の利用定員の設定について

概要	設置者名	公益財団法人鉄道弘済会										
	名称	公益財団法人鉄道弘済会秋田認定こども園（現「秋田保育所」）										
	位置	秋田市手形休下町3番4号										
	開園予定	平成31年4月1日										
	土地状況	面積	875.50 m ²		所有形態	自己所有	所有者	(公財)鉄道弘済会				
		建築面積	408.08 m ²		延床面積	680.98 m ²	構造	鉄骨2階建				
	建物状況	補助金	なし		所有形態	自己所有	所有者	(公財)鉄道弘済会				
		教育保育時間	教育時間	9:00~13:30		保育標準時間	7:00~18:00	保育短時間	8:00~16:00			
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	求められる基準			
	定員	1号			2	2	2	6	定員20人以上 (現員はH30.8月現在)			
	2・3	9	11	11	13	13	70					
現員	1号			-	-	-	0					
	2・3	3	11	15	14	14	72					
学級数				1	1	1	3					
園庭	乳児室	有	1階	27.20 m ²		0・1歳	20人 × 3.30 m ² = 66.00 m ² 以上					
	ほふく室	有	1階	49.28 m ²								
	小計	計		76.48 m ²		乳児室又はほふく室		66.00 m ² 以上				
	保育室	有	2階	125.04 m ²		2歳以上	56人 × 1.98 m ² = 110.88 m ² 以上					
	遊戯室	有	1階	99.98 m ²		2歳以上	56人 × 1.98 m ² = 110.88 m ² 以上					
	小計	計		225.02 m ²		保育室又は遊戯室		110.88 m ² 以上				
	調理室	有					要 2歳以上児を入所させる場合は設置					
	便所	有			大9、小7、乳1		要					
	職員室	有					要					
	保健室	有					要					
	調乳室等	有					要 乳児を入所させる場合に設置					
	沐浴室等	有					要 3歳未満児を入所させる場合に設置					
	2階保育に室設等置を	避難用設備	有			外部階段		[要] 避難用設備を設けなければならない				
		耐火性	有			耐火建築物		[要] 耐火建築物又は準耐火建築物				
		転落事故防止設備	有			柵・扉		[要] 転落防止設備を設置				
	園庭	面積			287.00 m ²		2歳以上	56人 × 3.30 m ² = 184.80 m ² 以上				
		場所			同一敷地内		満2歳以上の幼児を入所させる場合は、保育所と同一敷地内に設けなければならない。(公園、広場等の代わるべき場所がある場合は、屋外遊技場に代えることができる。)					
代替地												
保育用具	有			室内滑台、椅子・机、絵本、積木等		保育室等には保育に必要な用具を備えつけること						

職員	園長	専任	1人	1人 専任でない場合は保育士1人追加	
	保育士		17人	0歳	9人 ÷ 3人 = 3.0人
				1・2歳	22人 ÷ 6人 = 3.6人
				3歳	15人 ÷ 20人 = 1.0人
				4・5歳	30人 ÷ 30人 = 2.0人
				年齢別配置基準	
	加配			2・3号定員90人以下の場合加配	1.0人
				主幹保育教諭専任化の代替教諭	2.0人
				標準時間児を受入る場合の加配	1.0人
				非常勤講師（1号定員が35人以下又は121人以上の施設）	1.0人
調理員		2人	40人以下：1人、150人以下：2人、151人以上：3人（うち1人非常勤）		
事務職員	1人採用予定	1人	園長が事務を執る場合は不要		
嘱託医等	(小児科)	1人			
	(歯科)	1人			
設備以外の基準	子ども・子育て支援法第43条第1項に規定する欠格事由に該当しない		適	誓約書により確認	
県サポート事業	平成28年度、29年度の2年間受けており、園全体で認定こども園への移行準備を進めている。				
所見	一昨年度から県のサポートを受けてきており、特に問題となる事例は発生していないことや、利用定員が変更後も基準上問題がないことから、当法人からの申請どおりの人数で確認したい。				

保育所型認定こども園の利用定員の設定について

概要	設置者名	社会福祉法人榎山保育園										
	名称	ならやま認定こども園（現「榎山保育園」）										
	位置	秋田市南通宮田16番30号										
	開園予定	平成31年4月1日										
	土地状況	面積	760.12 m ²		所有形態	自己所有	所有者	(福)榎山保育園				
		建築物状況	建築面積	331.29 m ²		延床面積	724.05 m ²	構造	鉄骨2階建			
		補助金	なし		所有形態	自己所有	所有者	(福)榎山保育園				
	教育保育時間	教育時間	8:30~14:30			保育標準時間	7:00~18:00	保育短時間	8:30~16:30			
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	求められる基準			
	定員	1号			2	2	2	6	定員20人以上 (現員はH30.8月現在)			
	2・3	15	15	15	15	15	90					
現員	1号			-	-	-	0					
	2・3	15	15	16	19	18	17	100				
学級数				1	1	1	3					
園庭	乳児室	有	1階		91.53 m ²		0・1歳	30人 × 3.30 m ² = 99.00 m ² 以上				
	ほふく室	有	1階		50.27 m ²							
	小計	計		141.80 m ²		乳児室又はほふく室 99.00 m ² 以上						
	保育室	有	1・2階		175.92 m ²		2歳以上	66人 × 1.98 m ² = 130.68 m ² 以上				
	遊戯室	有	2階		127.44 m ²		2歳以上	66人 × 1.98 m ² = 130.68 m ² 以上				
	小計	計		303.36 m ²		保育室又は遊戯室 130.68 m ² 以上						
	調理室	有					要 2歳以上児を入所させる場合は設置					
	便所	有	大7、小8、乳1				要					
	職員室	有					要					
	保健室	有					要					
	調乳室等	有					要 乳児を入所させる場合に設置					
	沐浴室等	有					要 3歳未満児を入所させる場合に設置					
	2階保育に室設等を	避難用設備	有			屋外傾斜路		[要] 避難用設備を設けなければならない				
		耐火性	有			耐火建築物		[要] 耐火建築物又は準耐火建築物				
		転落事故防止設備	有			柵・扉		[要] 転落防止設備を設置				
	園庭	面積			270.45 m ²		2歳以上 66人 × 3.30 m ² = 217.80 m ² 以上					
		場所	同一敷地内				満2歳以上の幼児を入所させる場合は、保育所と同一敷地内に設けなければならない。(公園、広場等の代わるべき場所がある場合は、屋外遊技場に代えることができる。)					
代替地												
保育用具	有	室内滑台、椅子・机、絵本、積木、室内用車等				保育室等には保育に必要な用具を備えつけること						

職員	所 長	専任	1 人	1 人 専任でない場合は保育士 1 人追加	
	保 育 士		21 人	0歳	15 人 ÷ 3 人 = 5.0 人
				1・2歳	30 人 ÷ 6 人 = 5.0 人
				3歳	17 人 ÷ 20 人 = 1.0 人
				4・5歳	34 人 ÷ 30 人 = 2.0 人
				年齢別配置基準	
	加配	2・3号定員90人以下の場合加配		1.0 人	
		主幹保育教諭専任化の代替教諭		2.0 人	
		標準時間児を受入る場合の加配		1.0 人	
		非常勤講師（1号定員が35人以下又は121人以上の施設）		1.0 人	
調 理 員		2 人	40人以下：1人、150人以下：2人、151人以上：3人（うち1人非常勤）		
事 務 職 員		1 人	所長が事務を執る場合は不要		
嘱 託 医 等	(小児科)	1 人			
	(歯科)	1 人			
設備以外の基準	子ども・子育て支援法第43条第1項に規定する欠格事由に該当しない		適	誓約書により確認	
県サポート事業	平成28年度、29年度の2年間受けており、園全体で認定こども園への移行準備を進めている。				
所見	一昨年度から県のサポートを受けてきており、特に問題となる事例は発生していないことや、利用定員が変更後も基準上問題がないことから、当法人からの申請どおりの人数で確認したい。				

幼稚園（給付型）の利用定員の設定について

概要	設置者名	学校法人秋田キリスト教学園							
	名称	秋田幼稚園							
	位置	秋田市高陽青柳町13番31号							
	移行予定	平成31年4月1日							
	土地状況	面積	1,888.75 m ²		所有形態	賃借契約 自己所有	所有者	(学)日本基督教団秋田高陽協会 (学)秋田キリスト教学園	
	建物状況	建築面積	608.10 m ²		延床面積	908.63 m ²	構造	鉄筋2階建	
		補助金	なし		所有形態	自己所有	所有者	(学)秋田キリスト教学園	
	教育時間	標準時間	8:15~14:00						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	求められる基準
	定員1号				37	25	28	90	3歳児定員には満3歳児を含む (現員はH30.7月現在)
現員1号				26	29	31	86		
学級数				2	1	1	4		
設備	園舎				921.00 m ²		320+100×(4-2)= 520.00 m ²		1学級は 180m ²
	保育室	有	1・2階		375.36 m ²				
	遊戯室	有	1階		126.76 m ²				
	小計	計			502.12 m ²				
	調理室	有						- 自園調理を週4日提供	
	便所	有				大8、小8		要	
	職員室	有						要	
	保健室	有						要	
	足洗用設備 手洗用設備	有						要	
	飲料水用設備	有						要 上記設備と区別して設置する必要がある	
	運動場	面積	749.00 m ²			3歳以上	400+80×(4-3)= 480 m ² 以上		
	園具・教具	有	室内滑台、椅子・机、絵本、積木等			保育室等には保育に必要な用具を備えつけること			
職員	園長	専任		1人		1人		専任でない場合は教諭1人追加	
	教諭			13人		3歳	37人 ÷ 20人 = 2.0人		=学級数以上
						4・5歳	53人 ÷ 30人 = 2.0人		
						年齢別配置基準		4人	
	加配					非常勤講師(1号定員が35人以下又は121人以上の施設)		0.0人	
						学級編成調整加配		1.0人	
	調理員			2人					
事務職員	(兼務)		0人		園長等が事務を執る場合は不要				
嘱託医等	(小児科)		1人						
	(歯科)		1人						
	(薬剤師)		1人						
設備以外の基準	子ども・子育て支援法第43条第1項に規定する欠格事由に該当しない					適	誓約書により確認		
所見	利用定員について変更後も基準上問題がないことから、当法人からの申請どおりの人数で確認したい。								